

神奈川県最低賃金審議会

令和4年度第2回神奈川県最低賃金専門部会議事要旨

| | | | |
|------|---|------|------|
| 開催日時 | 令和4年8月3日（水） 10：00～12：05 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席2人 | 定数3人 |
| 主要議題 | 1 中央最低賃金審議会答申の説明 2 神奈川県最低賃金の改正決定について 3 その他 | | |
| 議事要旨 | <p>1 事務局（賃金室長）が中央最低賃金審議会の答申内容について説明した。</p> <p>2 神奈川県最低賃金について、公益委員が労使双方から意見聴取（個別折衝）を行った。</p> <p>(1) 労働者側の主張 隣県との地域格差について、2021年のデータから東京の隣県における労働力確保の水準を考慮すべきであり、最低賃金額の東京との差は現状を維持すべきである。また、神奈川や最賃の引上げによる雇用への影響は懸念されるが、雇用に与えた影響は数字的に出てきていない。神奈川としてのポテンシャルの維持は重要である。リビングウエッジが重要である。 最賃近傍者のことにも十分配慮する必要がある。 消費者物価指数を上回った物価上昇からは、3%が本来必要であるが、全体のバランスを考えて、目安どおり31円（2,98%）の引上げは必要である。</p> <p>(2) 使用者側の主張 東京を100にすると神奈川県の総合指数87であり、神奈川県の東京に対する経済力は、これだけあるのに、現状においては最賃額の差は1円であるのは、おかしい。 賃金改定状況調査の第4表①の賃金上昇率1,4%が適切であり、消費者物価指数の上昇による最賃の引き上げでなく、中小・小規模事業者の賃金支払能力を第一に考えるべきである。</p> <p>3 労使の主張は、労側が目安どおり31円の引上げを主張、使側が賃金改定状況調査の第4表①の賃金上昇率1,4%現状維持を主張。 主張の隔たりが大きく労使の歩み寄りがないため、明日も引き続き継続審議することとなった。</p> | | |